

# 高等学校等就学支援金制度の申請について

重要なお知らせ

## 1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。

### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

令和7年度より、**所得制限なく授業料が無償化**となります。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して48月を超えた方（支給単位数について別途算定）

## 2. 受給資格の申請

### 【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。必ず期限内に手続きを行ってください。
- 別添マニュアル及び本校HPを参考にしてください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

**申請期限：令和7年（2025年）4月25日（金）**

※保護者等の税の申告（確定申告等）が未申告の場合、申請手続きができません。**必ず税の申告を行ってください。**

## 3. 支給額

### ○公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

定時制（単位制）の1単位当たりの授業料は年間1,740円です。

19単位履修する場合、年間33,060円が無償となる予定です。

※変更となる可能性があります。

### 全日制高校の場合の支給額

